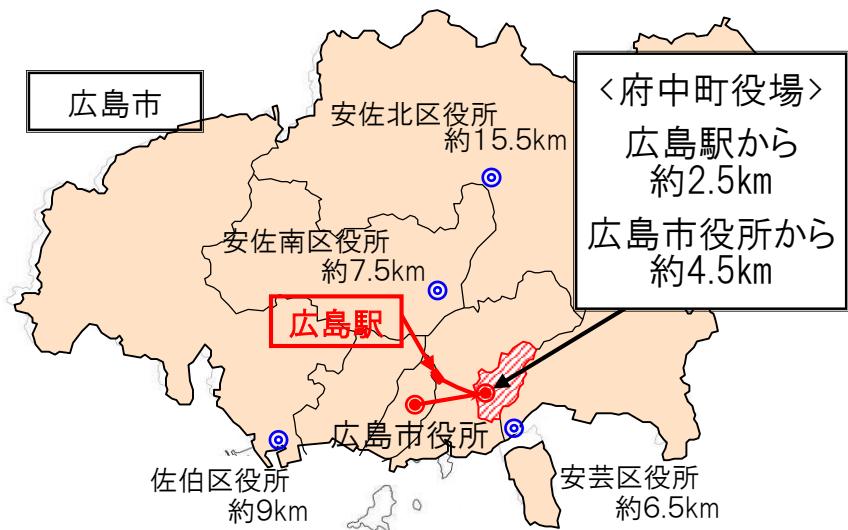


# 1 子ども・子育て支援制度における地域区分について

## 国への提案事項

公定価格における地域区分について  
これまで適用されてきた  
「補正ルール」を継続すること

- 本町は、地域手当の支給割合の高い地域に囲まれており、同じ生活圏・経済圏であることから、保育士などの人材確保のため、公定価格における補正ルールについて、これまで同様、引き続き適用する必要があります。



## 現状

- 本町は町域の四方を広島市に囲まれ、広島市と同じ都市圏を形成し、民間の賃金等での格差がないことから、保育の公定価格をはじめ、障害福祉サービス等報酬単価、介護報酬単価、診療報酬の地域加算は、すべて広島市と同様の地域区分に設定されています。
- 全国こども政策関係部局長会議(令和7年1月開催)において示された、「公定価格における地域区分に関する対応」では、子ども・子育て支援新制度の地域区分について、今後、国として統一的に設定を見直しする議論を進める見解が示されました。
- 国家公務員の地域手当支給割合  
広島市:8% 広島県(府中町):4%

## 課題

- 当町は地域手当の支給割合の高い広島市に囲まれ、都市事情等に差異はなく、同じ生活圏、経済圏であることから、保育士の雇用維持と保育施設の運営に多大な影響を及ぼすことがないよう、公定価格における地域区分については引き続き広島市と同じ設定であることが必要です。

### ■ 地域区分比較

【対象地】	【地域区分】		
	①障害福祉サービス等報酬単価	②介護報酬単価	③診療報酬の地域加算
広島市	5級地	5級地	5級地
府中町	5級地	5級地	5級地

同一の地域区分

※ 当町は、官公署を有する対象地域(広島市)に囲まれた地域とした補正ルールにより区分設定されています。